

国民健康保険資格確認書の一斉更新について

～国民健康保険被保険者証（保険証）の有効期限は令和7年3月31日まで！～

令和7年2月末までに『国民健康保険税』を全額納めていますか？

はい

マイナンバーカードへ保険証利用登録はお済みですか？

はい

資格情報のお知らせを送付します。

いいえ

資格確認書を送付します。

3月中旬から下旬にかけて世帯主あてに送付します。

【資格確認書等の送付方法】

確実に被保険者にお届けするために簡易書留で郵送します。
受領印が必要なため、不在の場合には配達されません。

いいえ

国保税の納付が確認できしだい、久米島町役場（福祉課）、具志川出張所（あじま一館内）で交付します。
※滞納している方はお早めに福祉課国保担当にご相談ください。ご相談もなく滞納が続くと**滞納処分（差押等）**の対象となります。

マル学の資格確認書等

お支払済みの世帯でも、住民登録が久米島町外にある方のマル学の資格確認証等は窓口発行となります。※マル学の資格確認証等に関しては、別途更新手続きが必要となります。

有効期限

○令和7年度資格確認書の有効期限は保険証発行の廃止にともない変更になります。

令和7年度 → **令和8年7月31日（通常）**

令和8年度以降 → 8月1日から翌年7月31日まで



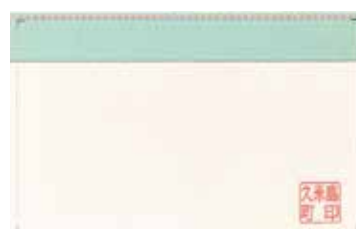
新しく前期・後期高齢者になれる方

令和7年度中に年齢が70歳（前期高齢者）もしくは、75歳（後期高齢者）になれる方は、誕生日を基準として有効期限が変更となっていますので、ご注意ください。
※年齢到達以降の資格確認証等に関しては、前月の中旬ごろに送付されます。

資格情報のお知らせ

資格確認証等を受け取ったらすぐに記載内容に誤りがないか必ず確認をお願いします。

資格確認書



お問い合わせ 福祉課 国保担当 TEL:098-985-7124